

私たちの生活には化学物質の利用が不可欠ですが、人体や環境等に安全なものから、人の体に入ると死に至るものまで様々です。また国によっては化学物質の危険有害性や取扱い上の注意事項等の情報も、様々です。そこで、2003年に GHS「化学品分類及び表示に関する世界調和システム」が災害されました。このGHSを各国が導入することで、化学物質の危険有害性を世界的に統一された基準で分類し、絵表示等を用いて、分かりやすくラベルやSDSに反映させることで、災害の未然防止・人の健康や環境を保護することができます。

## GHSラベル

どくろ	健康有害性	感嘆符	環境	腐食性
				
急性毒性(区分1-3)	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性	急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)	水性環境有害性	金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1)
炎	円上の炎	爆弾の爆発	ガスボンベ	/
				
可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体	火薬類、自己反応性化学品、有機過酸化物	高圧ガス	

今後GHS分類で危険有害性が確認される物質が増えると同時に、ラベル表示の範囲も大きく拡大されていきます。  
 合わせて、各組織(企業)による「化学物質の自律的な管理のための実施体制の確率」が進められることから、作業等への教育を強化していく必要があると考えられます。      ここで一番大切なのは

**作業者の健康を保護し、化学品による災害を未然に防止すること！！！！**

## ラベルの表示



(製品の特定名)    △△△製品    ○○○○  
 (注意喚起語)    危険

(絵表示)



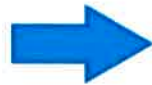
(危険有害性情報)

・引火性液体及び蒸気    ・吸入すると有毒    …

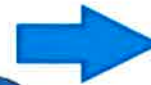
(注意書き)    ・火気厳禁

・防毒マスクを使用する    ……

化学物質が**来る**



ラベルを**見る**



**アクション!**

事業者や労働者  
ラベルを見て  
危険有害性に**気づく**



事業者は

労働者は

**SDSを確認**  
SDSがなければ供給  
元に交付を求める

**絵表示で**  
**危険有害性を確認**

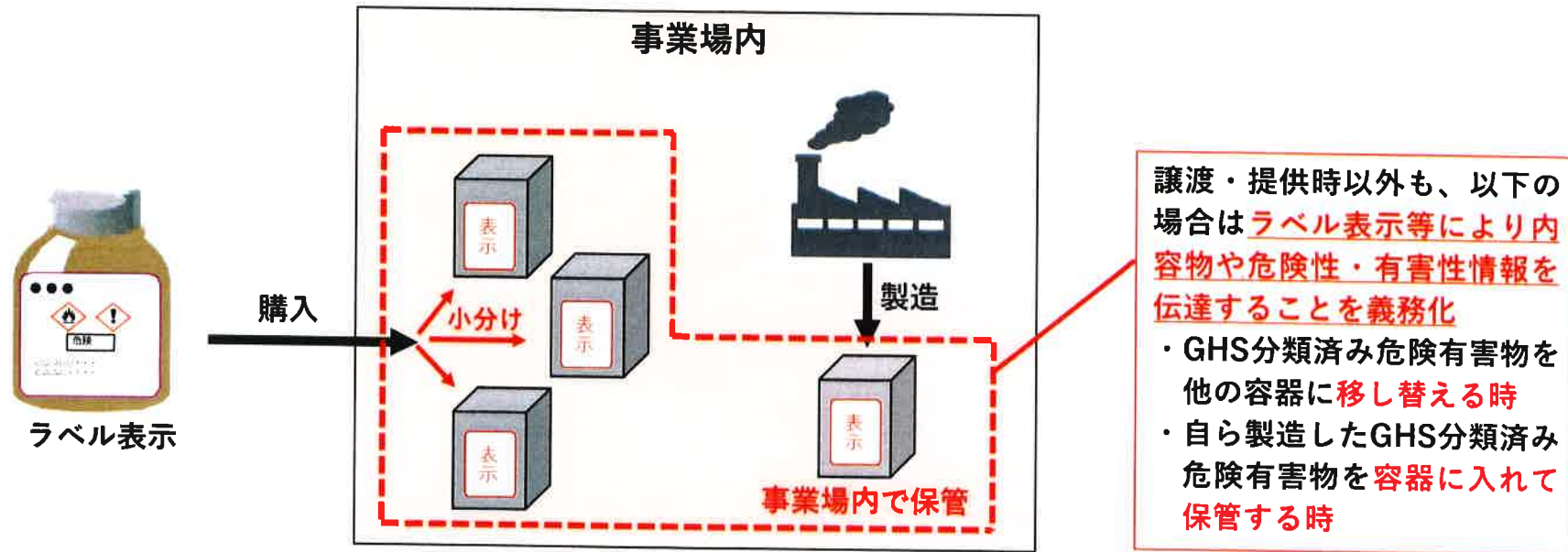
危険有害性に応じた  
**リスクアセスメント**  
を行う

リスクアセスメントの  
**結果をみて対策**を行う

- ◆ 事業者・労働者は危険有害性を正しく認識し、リスク低減措置を確実に実行しましょう
- ◆ 労働者一人一人がラベルの内容を理解できるよう、事業者はラベル教育を行いましょう
- ◆ 化学品を出荷するメーカー、流通会社は全ての製品にラベル表示するようにしましょう

# 《化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達の強化》

## 移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化



## 設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

- 化学物質の製造・取扱い設備の改造、修理、清掃等を外注する際に、当該物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書交付を義務とする対象設備を拡大する

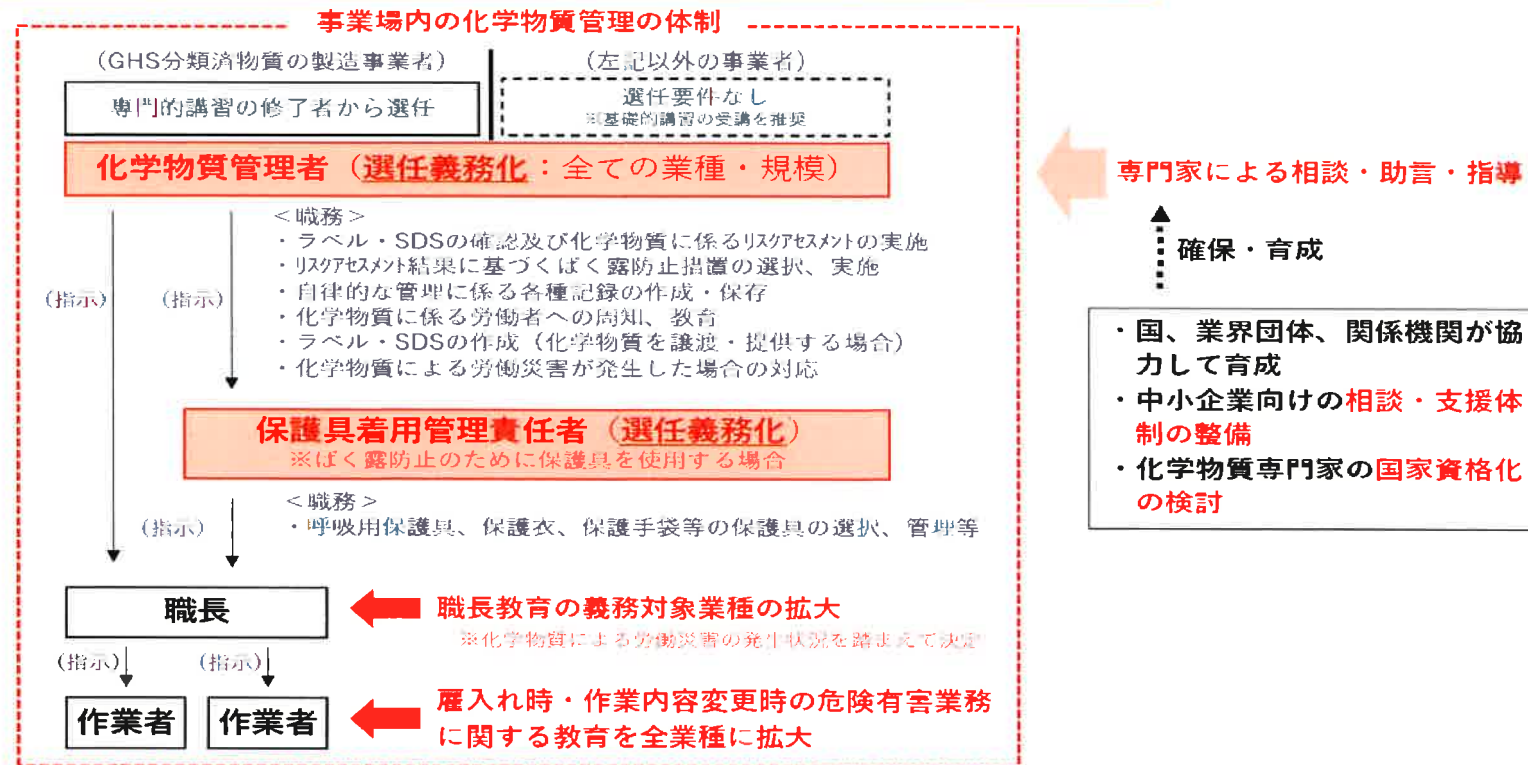
- ・ 化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の製造・取扱い設備

## 《化学物質の管理体制は》（教育体制など2023年・2024年から順次義務化 予定）

### 事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



### 作業主任者の役割や資格はどうなる？

特化則、有機則で現在規制されている物質の管理は5年後をめどに自立管理に移行できる環境を整えた上で、残すべき規定（作業環境測定・特殊健康診断！？！）を除き、特化則・有機則などは廃止を想定しています。ただし、その時点で十分に自律的管理が定着していないと判断される場合は廃止を見送り、更にその5年後に改めて評価を行う・・・かも。 ということです。

いずれにせよ「作業主任者」の名称がなくなっても、その役割を担う人材が必要なことに変わりはありません。

## 新たな化学物質規制項目の施行期日

	規 制 項 目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

出典：厚生労働省